

＼新婚世帯を対象に家賃等を支援します／

対象世帯については、裏面の
「対象世帯確認シート」にて
ご確認ください。

【申請期間】

令和9年3月4日（木）

17時まで

夫婦ともに
39歳以下の
世帯 **50**
万円

夫婦ともに
29歳以下の
世帯 **80**
万円

夫婦（ともに39歳以下）
合計所得が500万
円以上の世帯 **20**
万円

補助対象経費

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に支払った次の①から④の費用

※契約書や領収書等、支払い内容を確認できる書類のコピーを提出できるものに限りです。

- ① 住宅取得に係る費用のうち、建物の購入費用
- ② 住宅賃借に係る賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
※婚姻後に生じた費用が対象となります。
- ③ リフォーム費用のうち、物件の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用
※倉庫又は車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、家電購入及び設置に係る費用は対象外です。
- ④ 引越費用のうち、引越業者又は運送業者への支払いに係る費用

事業の流れ

☆ STEP 1 ☆

交付申請
(各世帯→市)

・令和9年3月4日までに申請。
・交付申請書、住民票、戸籍謄本、所得証明書、賃貸借契約等、その他必要書類の提出が必要になります。

☆ STEP 2 ☆

交付決定
(市→各世帯)

☆ STEP 3 ☆

実績報告・請求
(各世帯→市)

・令和9年3月31日までに報告。
・報告書兼請求書、家賃等の支払が確認できる領収書等、アンケート、その他必要書類の提出が必要になります。

☆ STEP 4 ☆

額の確定・振込
(市→各世帯)

☆手続きに必要な各種様式については、「宮古島市ホームページから印刷」又は「市民協働課にて受け取り」をお願いします。

☆詳しい事業内容についても、ホームページにてご確認ください。

☆予算の上限に達した場合には、受付を締め切る可能性があります。予めご了承ください。

申請先・問い合わせ先：〒906-8501 宮古島市平良字西里1140番地

宮古島市役所 市民生活部 市民協働課（宮古島市役所総合庁舎1階）

【電話】0980-73-4905 【FAX】0980-73-1987

令和8年度ミャーク新婚ライフサポート事業補助金 対象世帯確認シート

・令和8年1月1日から令和9年2月28日までの間に婚姻届が受理され、夫婦共に、**婚姻日時点の年齢が39歳以下**である。（40歳誕生日の2日前までに受理されていること。29歳の場合も同様。）**※宮古島市以外の自治体における受理も含む。**
・令和7年度に補助金交付決定を受けた夫婦で、上限額を受け取っていない夫婦である。

いいえ



対象外

はい

申請日時点において、夫婦の双方又は一方が宮古島市民である。申請時に住民票の住所が申請に係る物件の所在地と一致している。

いいえ



はい

- ・夫婦共に、過去に国の結婚新生活支援事業に基づく補助を受けたことがない。
- ・夫婦共に、生活保護を受けていない。
- ・夫婦共に、市税等、宮古島市に納めるべき費用について、滞納がない。
- ・夫婦共に、宮古島市に継続して居住する意思がある。
- ・夫婦共に、暴力団員でない。
- ・夫婦共に、アンケート及び3年間の世帯状況調査に協力できる。
- ・夫婦共に、市が指定する講座を受講できる。

いいえ



はい

要件に該当する可能性があります。手続きについてご相談ください。

市町村が発行する令和8年度の所得証明書（令和7年の所得が分かるもの）をもとに計算した夫婦の合計所得が**500万円未満**である。
（奨学金の返還を行っている場合は、令和7年1月から令和7年12月までの返還額を控除する。）

市町村が発行する令和8年度の所得証明書（令和7年の所得が分かるもの）をもとに計算した夫婦の合計所得が**500万円以上**である。

はい



◎「所得」とは？ いわゆる「年収」ではありません

- ・自営業の方→売上金額（収入）から必要経費を差し引いた額が所得
 - ・会社勤めの方→給与の総支給額（収入）から、給与所得控除額を差し引いた額
- ※市が発行する夫婦それぞれの所得証明書の「総所得金額等」の金額を合計してください。他市町村からお引越しの場合は、その市町村から取り寄せる必要があります。

はい



○補助金上限額

- ・夫婦共に29歳以下の世帯 **80万円**
- ・それ以外の世帯 **50万円**

○補助金上限額

20万円